

平成25年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月14日 午前10時00分		
	散 会	3月14日 午後2時12分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	宇茂佐 和 代
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	與那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		
住 民 課 長	山 城 徳 男			

平成25年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成25年3月14日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		諸般の報告	
2	議案第18号	平成24年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決
3	議案第19号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算について	
4	議案第20号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について	
5	議案第21号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算につ	
		いて	

○ 議長 久田浩也君 皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「諸般の報告」を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、平成23年度分教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書は、お手元に配付したとおりでございます。なお、朗読は省略いたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時01分)

日程第2. 「議案第18号 平成24年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第18号

平成24年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年3月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村一般会計予算

平成24年度今帰仁村一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,113万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億2,936万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月14日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		506,181	8,850	515,031
	1 村 民 税	157,997	5,213	163,210
	2 固 定 資 産 税	269,540	3,000	272,540
	3 軽 自 動 車 税	25,027	637	25,664
3 利 子 割 交 付 金		1,386	1,111	2,497
	1 利 子 割 交 付 金	1,386	1,111	2,497
4 配 当 割 交 付 金		523	△221	302
	1 配 当 割 交 付 金	523	△221	302
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		96	△11	85
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	96	△11	85
6 地 方 消 費 税 交 付 金		59,053	708	59,761
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	59,053	708	59,761
7 ゴルフ場利用税交付金		19,939	269	20,208
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,939	269	20,208
9 自動車取得税交付金		7,617	2,305	9,922
	1 自動車取得税交付金	7,617	2,305	9,922
11 地 方 交 付 税		2,237,598	22,920	2,260,518
	1 地 方 交 付 税	2,237,598	22,920	2,260,518
13 分 担 金 及 び 負 担 金		69,149	△350	68,799
	2 負 担 金	34,147	△350	33,797
14 使 用 料 及 び 手 数 料		50,221	△6,830	43,391
	1 使 用 料	42,843	△6,830	36,013
15 国 庫 支 出 金		513,638	△26	513,612
	1 国 庫 負 担 金	253,959	424	254,383
	2 国 庫 補 助 金	257,185	△450	256,735
16 県 支 出 金		1,176,209	△814	1,175,395
	1 県 負 担 金	159,084	2,754	161,838
	2 県 補 助 金	979,769	△2,210	977,559
	3 県 委 託 金	37,356	△1,358	35,998

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		9,518	2,592	12,110
	2 財産売却収入	294	2,592	2,886
18 寄附金		12,191	1,700	13,891
	1 寄附金	12,191	1,700	13,891
19 繰入金		214,003	△4,500	209,503
	1 繰入金	214,003	△4,500	209,503
21 諸収入		185,946	830	186,776
	1 延滞金、加算金及び 過料	537	830	1,367
22 村債		395,000	2,600	397,600
	1 村債	395,000	2,600	397,600
歳入合計		5,698,231	31,133	5,729,364

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		78,928	△26	78,902
	1 議会費	78,928	△26	78,902
2 総務費		815,096	66,133	881,229
	1 総務管理費	644,243	75,177	719,420
	2 徴税費	86,669	△1,681	84,988
	3 戸籍住民登録費	54,620	△4,445	50,175
	4 選挙費	27,594	△2,943	24,651
	5 統計調査費	478	25	503
3 民生費		1,428,093	△17,636	1,410,457
	1 社会福祉費	937,749	△16,439	921,310
	2 児童福祉費	490,344	△1,197	489,147
4 衛生費		323,250	△5,734	317,516
	1 保健衛生費	146,613	△3,899	142,714
	2 清掃費	176,637	△1,835	174,802
6 農林水産業費		914,170	△1,365	912,805
	1 農業費	842,988	14,982	857,970
	2 林業費	31,560	△2,350	29,210
	3 水産業費	39,622	△13,997	25,625
7 商工費		130,249	28,144	158,393
	1 商工費	130,249	28,144	158,393

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		499,252	△2,009	497,243
	1 土 木 管 理 費	14,681	△37	14,644
	2 道 路 橋 梁 費	196,030	△1,675	194,355
	3 河 川 費	16,687	△66	16,621
	4 港 湾 費	20,949	△77	20,872
	5 住 宅 費	250,905	△154	250,751
9 消 防 費		179,292	9,043	188,335
	1 消 防 費	179,292	9,043	188,335
10 教 育 費		734,487	△25,540	708,947
	1 教 育 総 務 費	97,160	△1,138	96,022
	2 小 学 校 費	119,897	△2,555	117,342
	3 中 学 校 費	52,032	△688	51,344
	4 幼 稚 園 費	36,070	△1,589	34,481
	5 社 会 教 育 費	245,326	△15,979	229,347
	6 保 健 体 育 費	184,002	△3,591	180,411
12 公 債 費		592,407	△19,877	572,530
	1 公 債 費	592,407	△19,877	572,530
歳 出 合 計		5,698,231	31,133	5,729,364

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
2. 総務費	1. 総務管理費	地域防災計画策定事業	4,100
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	沖繩関係戸籍の電算化事業	28,013
3. 民生費	1. 社会福祉費	介護基盤緊急整備等特別対策事業	30,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	健康長寿体験滞在型観光の促進事業	1,050
6. 農林水産業費	1. 農業費	畜産担い手育成総合整備事業	35,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業基盤整備促進事業	30,800
6. 農林水産業費	1. 農業費	村づくり交付金事業(西武地区)	26,900
7. 商工費	1. 商工費	古宇利ふれあい広場機能強化整備事業	33,880
7. 商工費	1. 商工費	今帰仁の駅「そーれ」機能強化整備事業	34,300
8. 土木費	2. 道路橋梁費	安心できる暮らしを構築する道路整備事業	3,200
8. 土木費	2. 道路橋梁費	与那嶺諸志線道路改築事業	38,073

款	項	事業名	金額(千円)
8. 土木費	3. 河川費	今帰仁城跡周辺環境整備事業	12,060
8. 土木費	5. 住宅費	村営仲宗根団地新築事業	236,290
10. 教育費	6. 保健体育費	村総合運動公園施設機能強化事業	10,340
合 計			524,006

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 38,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。	千円 38,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
村づくり交付金（中部地区）	27,500	〃			26,900	〃		
村づくり交付金（東部地区）	25,000	〃			25,000	〃		
臨時財政対策債	170,000	〃			170,000	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	53,100	〃			53,100	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	9,400	〃			9,000	〃		
村営仲宗根団地新築事業	72,000	〃			72,000	〃		
農業基盤整備促進事業	0	〃			3,000	〃		
合計	395,000			397,600				

10ページお願いします。歳入、1款村税、1項村民税、1目は1節の増でございます。2目の増の要因は、1節の増によるものでございます。

11ページお願いいたします。1款2項1目の増は、2節の増が要因でございます。

12ページ、1款3項1目は2節の増でございます。

13ページ、3款1項1目は1節の増が要因でございます。

14ページ、4款1項1目の減は1節の減が要因でございます。

15ページ、5款1項1目、減の要因は1節の減でございます。

16ページ、6款1項1目、増の要因は1節の増でございます。

17ページ、7款1項1目、増の要因は1節の増でございます。

18ページ、9款1項1目の増については、1節の増でございます。

19ページ、11款1項1目、増の要因は1節の増でございます。

20ページ、13款2項1目、減の要因は2節の減でございます。

21ページ、14款1項3目、減の要因は2節の減が要因でございます。6目、増の要因は4節の増でございます。

22ページ、15款1項1目、増の要因は11節の増でございます。5目の増の要因は、1節の増が要因でございます。

23ページ、15款2項5目、減の要因は1節が大きな要因でございます。

24ページ、16款1項1目、増の要因は11節の増が要因でございます。3目の増は1節の増によるものでございます。

25ページ、16款2項1目、減の要因は2節の減が要因でございます。2目、減の要因は1節の減が要因となっております。3目、減の要因は1節の減でございます。4目、増の要因は1節の増が要因でございます。

27ページをお願いいたします。16款3項1目、減の要因は1節の減によるものでございます。

28ページ、17款2項1目、増の要因は1節の増でございます。

29ページ、18款1項1目、増の要因は1節の増でございます。

30ページ、19款1項1目、減の要因は1節の減によるものでございます。

31ページ、21款1項1目、増の要因は1節の増によるものでございます。

32ページ、22款1項3目、増の要因は1節の増によるものでございます。4目、減の要因は1節の減でございます。

33ページ、歳出をお願いいたします。歳出、1款1項1目の減の要因は3節の減でございます。

34ページ、2款1項1目の減の要因は2節、4節が大きな要因でございます。2目の増の要因は13節の増でございます。3目、減は7節の減でございます。4目、増は25節の増が大きな要因でございます。5目、増につきましては36ページ、19節負担金、補助及び交付金の補助の増でございます。

37ページ、2款2項1目、減の要因は3節の減でございます。2目の減の大きな要因は13節の減でございます。

39ページに行きまして、2款3項1目、この減の大きな要因は13節の減が要因でございます。

40ページ、2款4項1目、減の要因は2節、3節の減でございます。

41ページ、2款4項2目、減の要因は8節の減でございます。3目の減の要因は1節から14節まで減となっております。5目、減の大きな要因は13節委託料の減でございます。6目の減は7節、11節、19節が減の要因でございます。7目の減は1節が減の大きな要因でございます。8目の減は1節、7節が大きな要因でございます。

46ページ、2款5項2目の増は11節の増が要因でございます。

47ページ、3款1項1目、減の大きな要因は2節、3節が大きな要因でございます。2目の減の要因は、2節、13節、19節の減が大きな要因でございます。4目の増については13節の増でございます。5目については組み替えとなっております。

50ページ、3款2項1目の減の要因は2節の減が大きな要因でございます。3目の減の要因は3節、4節、7節が大きな要因となっております。

52ページ、4款1項1目、減の大きな要因は3節、4節の減に伴うものでございます。

55ページをお願いします。4款1項3目の減の要因は13節、20節の減が大きな要因でございます。4目の減につきましては、56ページ、14節使用料及び賃借料の減が大きな要因でございます。

57ページ、4款2項1目の減の要因は19節の減が主な要因でございます。

58ページ、6款1項1目、減につきましての要因は7節、9節が大きな要因でございます。2目の減につきましては2節、3節の減が主な要因でございます。3目の減につきましては、19節の減が大きな要因でございます。6目の増につきましては60ページの15節が増の大きな要因でございます。9目の減につきましては13節、17節、22節が減の大きな要因となっております。

62ページ、6款2項1目の減の要因は15節の減によるものでございます。

63ページ、6款3項1目の増につきましては9節の増でございます。3目の減につきましては13節の減に伴うものでございます。

64ページ、7款1項1目については組み替えでございます。2目の増につきましては15節の増に伴うものでございます。

65ページ、8款1項1目の減につきましては3節の減でございます。

66ページ、8款2項2目の増につきましては13節の増に伴うものでございます。3目の減につきましては13節の減でございます。

68ページ、8款3項2目の減につきましては13節の減でございます。

69ページ、8款4項1目、減につきましては3節、19節が減の要因でございます。

70ページ、8款5項1目、増の要因は15節の増に伴うものでございます。2目の減につきましては15節の減が主な要因でございます。

71ページ、9款1項1目、増につきましては19節の増でございます。

72ページ、10款1項2目、減につきましては3節、4節、9節が主な要因でございます。

74ページ、10款2項1目、減の大きな要因につきましては2節、3節の減でございます。

76ページ、10款3項1目、増の要因は18節の増でございます。2目の減は18節の減でございます。

77ページ、10款4項1目、減の要因は7節が主な要因でございます。

78ページ、10款5項1目、減の大きな要因は13節の減が大きな要因でございます。2目、減の要因は1節の減に伴うものでございます。3目の減につきましては、大きな要因は15節の減に伴うものでございます。4目の増につきましては、7節、11節が主な要因でございます。10款5項6目、減の大きな要因は15節の減が大きな要因でございます。

82ページ、10款6項1目、減の主な要因は11節、13節、15節が主な要因でございます。10款6項2目の減につきましては7節が主な要因でございます。

85ページ、12款1項1目、減の要因は23節の減が主な要因でございます。2目の減につきましては23節の減に伴うものでございます。

○ 議長 久田浩也君 これから歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 歳入、28ページをお願いします。17款2項1目です。不動産売払収入259万2,092円ありますけれども、どこの土地を売ったのか。それと坪は幾らぐらいあるのか、この面積は幾らぐらいですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

28ページ、不動産売払収入でございますが、場所については今泊の北山病院敷地内にあった里道、それから水路、その売り払いでございます。単価と面積についてはちょっと手元にはございませんので、後ほど説明したいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第18号 平成24年今帰仁村一般会計補正予算、歳入について。歳入の21ページです。14款使用料及び手数料の6目教育使用料、補正17万6,000円ですが、あまり金額は大きくないですが上のグスク交流センター使用料7,000円、平郎門前広場使用料7万5,000円の説明を求めます。あと29ページの18款寄附金、1目一般寄附金の170万円。今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金、この内容、詳細を持っていますか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 質疑にお答えいたします。

21ページ、6目の4節です。グスク交流センター使用料。これは桜まつりのときに観光協会が案内所を設けたもので、これは一括交付金の中に含まれているものですから、それから使用料として徴収しております。あと、平郎門前広場でございますけれども、これも特別ステージというのでしょうか、これは桜まつりが終わってあとの北山の風の上演、それ等の使用料ということで、これも一括交付金の中に入っておりますので、それを使用料として徴収する予定でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

29ページ、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金の詳細でございますが、まず今回の補正

の170万円については3名の方からいただいております。名前はちょっと読み上げられませんが、20万円、25万円、100万円という3件の寄附をいただいております。ちなみに、本年度の合計件数は24件いただいております。本年度の合計金額が1,159万円、24件でいただいております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの数字の読み上げで間違いがございました。再度報告して訂正したいと思います。20万円、50万円、100万円でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 最初の21ページですが、使用料については当初の予算にまとめて出ていたが、補正に出ているというのは追加だと理解していますが、この平郎門前広場使用料ですが、これは当初にはなかったのかと思います。新しく出ていると。それで、去年も感じたんですが、その平郎門前広場というのは、例えば北山の風とか、そういったところを見るときに料金も入っているんじゃないかと思うんですが、そうすると使って入場料なども入っているのかなと思いますが、これは別かなと思うんですが、このときのロープ、どの辺からどの辺までが入るといのは余り明確にないような感じがするんです。ですから使用料、この使用料とはまた違うかもしれませんが、入場料収入とは別に、そこで料金を徴収する場合の線引き、どの辺になっているのか。今回は一括交付金ということですので、次年度からはそれもまた当初予算として入っているのか、ちょっと確認したいんですが、それはまた再度答弁を求めます。

それと29ページのうるおいと安らぎのむらですが、これについては20万円、50万円、100万円については寄附者が特にこの3名は目的を決めて、これは何に使ってほしいというのがあったのかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

これは入場料ということじゃなくて、使用料ということで1人200円をいただいて、これはやはり主催者側から一応報告を受けて徴収しております。これは次年度に向けてはまだ新年度予算には計上しておりません。どういう事業が入ってくるか、ちょっとまだ予測がつかないものですから、補正のほうでまた対処していきたいと思っております。ロープとかは特別に張ってはいなくて、あくまでもさっき答弁したとおり主催者側が報告をするとおり徴収しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

手元に寄附者のものがちょっとないものですから、後ほど報告したいんですが、特に定めはなく村長の裁量によるものだと考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時44分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 その他目的に資するものと理解しておりますが、寄附者からのものが今、手元にはないものですから、後ほど報告したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時47分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 今の質疑の答弁漏れがございましたので、再度報告いたします。

170万円の詳細の3名の方については、2名の方については、その他目的達成のために村長が特に必要と認める事業となっております。あと一方については6項目の中にそれぞれ5万円ずつ割り振られております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

2番。

○ 2番 石川清友君 25ページ、16款1目の2節沖縄振興特別推進交付金の減の717万6,000円。それから4目の1節青年就農給付金事業の375万円の減。それから、人・農地プラン作成事業35万円の減。それから下の4節水産物供給基盤機能保全事業、減の1,260万円の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

25ページ、2節沖縄振興交付金事業補助金の減についてでございますが、入札執行後の入札残等の減が主要要因でございます。それ以外にまた組み替え等により商工費の観光振興のほうに2,000万円余り増となっております。その差額の方でございます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

25ページの16款2項4目、1節の農業費補助金。青年就農給付金事業、減の375万円の減のご説明でございますけれども、実はこれは当初予算で1人150万円の10名で1,500万円予定しておりました。その中で10名選定しておりますけれども、中の5名がその基準日の関係で半年減にしなくてはいけなくて、75万円の支給をしています。5名掛ける75万円で375万円の減になっております。

下のほうの人・農地プラン作成事業、これは人・農地プラン作成事業の事務費でございまして、あと6款の歳出のほうでも出てきますけれども、賃金とか旅費等々の減に充てられております。

あと1点の水産物供給基盤機能保全事業、これは当初予算で3,000万円組んでおりましたけれども、3,000万円を組んで調査を行う予定でございましたけれども、老朽化等の目視、事前調整の中で調査項目の減によりまして、約1,400万円の事業の減で、その90%に当たる1,260万円が減になると。歳入減ということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほどの説明の中で青年就農給付金事業の、これは10名のうちの5名が半年の半分だということで減の375万円ということなんですけれども、これは募集したときに応募した人間は10名以上いたんですか、それとも10名ちょうどだったのか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

10名の国からの割り当てがありまして、2回ほど選考会を設けております。まず1回目は6名の応募で5名を採択しております。そして2回目も同一人物がもう一回出て、6名で5名ということで、延べ12名なんですけれども、実際に届け出た、応募したのは11名でその中で10名を選定したと。選考会というのを設けて選定をしております。その選定のメンバーとしましては普及所、JAとか花卉農協も含めて農業委員も含めて、その中で就農者として今後中心になるということで選定をしているような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 この事業は1人150万円ということで、国から100%の事業なので、できるだけ半分の75万円という数字にならないように、選定する時点から目いっぱい使えるような選定の仕方も非常に必要ではないかなと、そういうことを提言して終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳入の質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時07分)

次に、歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 55ページ、歳出の4款衛生費、保健衛生費の4目環境衛生費の7節賃金のほうの環境保全美化推進事業の24万円の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

4款1項4目7節賃金の中の環境保全美化推進事業費24万円の増につきましては、一括交付金を活用しました不法投棄、それからハブ噛み傷対策事業の賃金の実績に基づく増に伴う補正であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 34ページです。14節使用料及び賃借料。鉄塔撤去機械使用料と落語会記念植樹重機使用料、落語家というのはどういう人の記念木なのかお伺いします。

それと歳出57ページ、ゴミ収集車の修理及び車検。最近、いろいろなゴミ収集車が走っているわけです。2トン車とか軽とか、これまで全部入っているのか。それとまた人数も所定より多い感じがするんですけども、これはどういう内訳なのかお伺いします。

それと火葬場。56ページの火葬場の修繕費。年間何名ぐらい亡くなっているのか、修理が余りにも多すぎる感じがするんです。毎回出ているので、年間何名ぐらいが亡くなっているのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

34ページの14節使用料でございますけれども、鉄塔撤去機械使用料につきましては水道課屋上にあります旧水道の無線の鉄塔が去った台風で壊れてしまって、その撤去費用でございます。

それから落語会記念植樹というのは24日に落語会をやるんですけれども、そのときに来る落語家の記念植樹に伴う機械使用料でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

56ページ、4款1項4目環境衛生費の中の15節工事請負費。火葬場火葬炉修繕工事24万円の減につきましては、予算残による減でございます。あと、関連しまして年間何名ほど亡くなる方がいらっしゃるかということですが、詳しい手元に毎月ごとの件数があるわけですが、概算で110名程と聞いておりますけれども、詳しい資料については後ほど提供したいと思います。

あと57ページ、4款2項1目11節の中のゴミ収集車修繕及び車検の42万9,167円の計上ですが、その件につきましては1号車の油圧フィルターに鉄粉が出るということで、油圧の車をそのまま車の使用を続けるとエンジンに鉄粉等が入りエンジンの故障につながると、そういうことでオーバーホール的な修繕費になっております。あと、車の台数2トン車とかがあるということですが、3年ほど前ですか、社会福祉協議会おとば学園のほうに資源ごみの収集を委託しておりました。社会福祉協議会おとば学園のほうで資源ごみの回収ごみについても、おとば学園のほうでは無理があるということで2トン車を村で購入しまして、それを活用してもらって資源ごみの回収も含めてやっている関係で、パッカー車と2トン車で動いている状況であります。軽については役場の車ではございません。本来、業務説明の中でも2トン車、ホロつきの2トン車ですね。それが役場提供の資源ごみ回収車で、その2トンごみの回収車を午前、午後に分けて回収してほしいと。業務的におとば学園さんが10時ごろに学園を出発しまして、4時ごろまでに資源ごみの回収を終えているという実態がございましたので、1台のごみを2トン車のホロ1台があれば午前中で回収して、1台は午前中で後ろから追って回収して、残りのものについては午後の回収で当番制でお願いしますということでの回収をしております。それから、収集委託業者お互いで話し合いをしている関係で、自分たちの持ち車を出して交互に使っているのが今の現状だと聞いております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 鉄塔の件は、わかりました。落語の記念植樹、そのときはたしか古宇利の閉校式と同じ日じゃないかと思うんですが。この落語家はだれが来るんですか。記念植樹までやるんですけれども。北山亭ですか、だれが来るんですか、これ。お伺いします。それと記念するに値する人間なのか、お伺いします。それとゴミ収集車、おとば学園もやっているわけですよ、バスで。いや、やっているんですよ。ちゃんと見てから質疑をしているんですから。そしてホロ車じゃなくて2トン車にベニヤを立ててやっているんですよ、軽も。これはパッカー車と一緒に並んでやっています。軽も。そしてパッカー車の上にまたペットボトルなんか乗せて網をかけて乗せて行っているんですよ。これは見たことないですか。課長は見たことないと思いますけど、役場内にしかないから。非常に危ないですよ、あれを見ても。風の強いときなんかですね、パッカー車の上にペットボトルを乗せて、ビニールに入れてですね。どこに持っていかかわからないんですけれども、そして2トン車もホロ車じゃないですよ。ベニヤをそばに立て

てやっているわけです。そして軽も。これは一体何名でやっているんですか、これ。ゴミ収集車も歩くし、2トン車も歩くし、軽も歩くし、これは確かに前は一年交替だったけど、今はもう2カ年入札になってるのかな。これも答弁求めたいと思います。これはまた聞いたらいいですよ。特に仲宗根は全部2トン車とパッカー車と軽まで。人間は五、六名いるんじゃないですか。社協が委託しているんだったら社協のみなさんも車からやっているんですから。ちゃんと車に乗せてですね。こういうのはびしゃっと委託するなら委託させて、社協のみなさんはさせないぐらいのあれでやらないと、彼なんか委託して、また彼なんかも集めて歩く、そういうやり方でもし万が一けがしたということがあった場合、大変なことになりますよ。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

落語会にはだれが来るかということでございますが、全国的に非常に有名な桂 文枝さんという方が来て落語をやるということになっております。非常に全国的に有名な方でございますしマスコミにも出ておりますので、非常に今帰仁城跡、そして本村のピーアール、観光ピーアールにも非常につながるんじゃないかということで記念樹を植樹して、今後の観光ピーアールにつなげていければと考えております。これに値する人じゃないかなということで理解しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

ごみの収集について、社協のほうとおとば学園の皆さんもやっているんじゃないかというお話でございますけれども、村で委託している業者については2名の個人、2名に委託しております。その内容については一昨年ですか、おとば学園、社協のほうで資源ごみの回収は無理だということがありましたので、資源ごみ回収の委託料も増額しまして、今は45万円で1業者と契約しております。資源ごみの回収含めてやっているところです。あと、おとば学園が回収しているというものについては、今はペットボトル等、結構な値段するようです。それで、そういった資源ごみ回収についても余り量が、役場回収の者としては少し集まりが悪いというようなものも出ているところであります。その委託について、何名でやっているかということにつきましては委託業者が、委託を受けた方が賃金を支払ってやるものですので、役場としては基本的に運転手、補助2人の契約で45万円は計上しております。あと、パッカー車の上の…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時22分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 収集はもともと2トンパッカー車のほうに屋根の上に物を置くとかという設備の車ではありませんので、他町村の車については、上のほうに当初から鉄筋で上におけるようなものがあって収集している状況を見て、委託を請け負っている皆さんが参考にして板でやっている状況がありますので、これについてはちょっとご指摘のとおり危険ですので、その辺は注意していきたいと思いません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ **8番 與那嶺好和君** 委託したらですね、完全にもう委託しているんですから、高いから社協も集めるというような問題じゃないんですよ。委託したら委託した人に任せればいいんですよ。値段が上がっているから自分たちもまたやるというのはおかしいんじゃないですか。これははっきりしないと、委託したんだからゴミ収集車に。社協がですね。値段がアルミ缶とかペットボトルが高いから、また自分たちがやるというのはおかしいですよ。委託したら委託させて完全に手を引いて、このゴミ収集車にさせるのが当たり前で、これは指導すべきじゃないですか。そして総務課長、桂さんが来るんだったらですね、ちょうどそのとき古宇利の閉校式があるんですよ。なぜずらされなかったか、この問題もあるんですよ。そして、こういう有名な人が来るんだったら来るといって、前もってビラを配るじゃないですか、そうしたらこういう質問もしなくていいわけですよ。全国では有名かもしれないけれども僕らが来ても帰れというんだったら、前に僕のところの農場に所ジョージさんが来ていたんですよ。「お前だれか」と言って帰したぐらいですからね。見学しに来ていたんですけども、わからない人もいるんですから、こういうのをわからせるためには、やはりこういう方々が来ますよと、もう計画をちゃんとやるんだったら公文で各字の区長にこういう人が来ますからと言ってポスターなりを配付して、「ああ、そうか」と余計人が集まると思いますよ。そうしたら、こんな古宇利の閉校式もまたがらあきになると思いますよ。そういうこともあるから、やはりずらしたほうがよかったんじゃないかなという気がするんです。こういう配慮までできなかったのかですね、答弁を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 総務課長。

○ **総務課長 島袋隆則君** ただいまの質疑にお答えいたします。

3月24日は古宇利小学校の統合ということで、式典ということで重なるんじゃないかということなんです。これについては吉本興業さんが非常に善意で今回やってきたことがあります。というのは第5回沖縄国際映画祭の関連で来るということで、既にもう向こうの日程が決まっています、先に古宇利の統合についても日程が決まっていた関係で日程調整ができなかったというのが今回の重なった原因でございます。そして、周知方法については全くそのとおりだと私たちも認識しております。これについてはレンタカー会社とか、それからマスコミ等について吉本興業さんを通じてやるようになっております。そして村内向けについては新聞折り込みと、そして各区長等へ連絡して周知を図っていきたいと思っております。そして各公共施設にはこのポスターを張り出して周知を徹底してやっていきたいと思っております。以上でございます。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。 (休憩時刻 午前11時27分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午前11時27分)

総務課長。

○ **総務課長 島袋隆則君** 答弁漏れがございまして、今後、こういうふうにかち合わないよう日程調整をするかということですが、これについては十分、日程調整をしてかち合わないよう慎重を期して日程調整に臨んでいきたいと思っております。以上でございます。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

社協のおとば学園の皆さん、家庭のごみ集積場所に資源ごみとして家庭が出している場所からは二重になるので取らないということの指導はしていきたいと思います。あと、おとば学園さんのほうには古紙回収ですね、新聞でいろいろな物をつくったりやっている関係上、個人的に取りに来てくださいますかということについては、ちょっとあるかと思いますが、資源ごみ回収日として出しているところについては、できる限り役場の歳入にもなるものですから、その辺については遠慮願いたいということで指導していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 アルミ缶とか段ボールとかですね、金になるから。これはもう早い者勝ちで、だれがもっていこうが関係ないんです。ただ、僕が言いたいのは、社協はもう任せただから任せた以上は本人たちにさせてください。課長が言うとおりの電話が来たらそれはいいですよ。しかし、社協がもうごみ収集車に任せただから、そういうのはやはり収集車に任す。こういうのは徹底しないと万が一事故なんか起きた場合に困るということで僕は質疑したわけです。それに答弁してください。

それと総務課長、今回はいいんですけど、吉本興業も今帰仁村でやりたいというのは何かのメリットがあるからやるんですね。吉本興業という会社というのは、今帰仁村でですね。やはりこういうのは前もってどの会社でもですね、やはりこういう大事な事業がありますから、ちょっとずらされないかという、国際映画祭なんかは今帰仁村から見に行くのは何名ぐらいいますか。何名もいないと思いますよ。好きな人は行きますけれども。だから、こういうのはやはり、大事なものは今帰仁村のこの120周年の古宇利の歴史が終わるんですからね。こういうのはやはり優先的に公務を優先してですね、吉本興業は今帰仁村でやるものを城跡でやれば、メリットがあるからやるんです。メリットがなかったらあの会社はやりませんよ。うそと思ったら本人が落語家から漫才師全部が言っているんじゃないですか、給料もないぐらいといって。そういうぐらいですから、やはり向こうはメリットがあるからやるのであって、メリットがなかったらやりませんよ。そうであれば今帰仁村はこのときは、こういう大事なあれがあるから時間とかをずらせないかと、こういうことまでやらないと僕は将来的には今帰仁村は有名だから行こうと、全部が来ると思いますよ。現在でもコマーシャルはほとんど今帰仁の古宇利の橋のところでしょう。そこが有名になっているんですよ。ピーアールしなくても有名ですから、今後、こういうのはやはり調整しないといけないと思いますよ。今帰仁の行事は今帰仁の行事で先行しないとですね、どれを大事にとるかが問題です。今後、こういうのをやるかやらないか答弁求めて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時35分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ご提言、大変ありがとうございます。今後はやはり村の行事も年間計画に出てきますので、その辺も十分調整し、いろいろな方が気持ちよくまた多くの方が参加できるように、今後、

十分調整して日程どりをしていきたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご提言に同感でございます。集積場所に出しているごみについては役場の委託業者に任せてほしい旨、社協のほうに申し伝えたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出について、34ページです。今さっきの質疑とちょっと重複するんですが、1点だけ。一般管理費の11節、13節、14節に落語関係が出ていますが、質疑は出ているんですが1点だけ、トータルで55万9,740円という金額で事業がなっています。あれだけのものですから、出演料がかなりあるんじゃないかと思います。その中でこれに入っているのか。それと入場料はどうするのかですね、無料なのか、この1点だけです。

それから次の35ページです。総務費の1目一般管理費の中の19節負担金。生活交通路線維持費補助金221万4,254円です。これの内容と場所について。それから、その下の4目財産管理費の積立金の中に財産購入基金があります。259万2,092円、その説明を求めます。

64ページ、商工費、2目観光振興費の工事請負費3,094万7,000円。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時37分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

今回いらっしゃる落語家のギャラが含まれているんじゃないかということでございますが、これについては吉本さんのご厚意によりギャラは含まれておりません。それから入場料等についてはどうかということなのですが、これについては今帰仁城跡の入場料と同額にいたしまして、大人400円、前売り320円。小中校生300円、前売り240円。小学生未満は無料となっております。

それから35ページの19節生活交通路線維持費補助金については、これは本部半島路線の交通補助金でございます。

それから4目25節積立金については、財産売り払いをいたしましたので、これは積立金に積む金額でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時40分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今ので両方理解しました。落語会の件ですが、今8番議員でも質疑がありましたけれども、24日の日に両方かかっているというのはもうやむを得ないと思います。それでですね、村長、教育長にコメントをいただきたいのですが、これは両方とも大切な大きな閉校式典と、それから村の振興のための全く同じで選択に悩むところだと思うのですが、どちらかに参加できるかと思います。それとも1人で掛け持ちにするか、あれするかのところ、どっちに参加するかを聞きたいと思います。お二人のコメントを。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

古宇利小学校の122年の歴史に幕を閉じる閉校式典を優先して向こうに出席していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 申し上げます。

私の立場からすると優先どころではありません。これは122年の閉校式典ですから、村長とうまく打ち合わせをしながら閉校式典に行き、一つの歴史栄華を確認して、次の次代につなげる。そういう非常に重要な役割だと思っていますので、全てを優先してそれに参加する予定です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 大変、お二人の意見が心強いものでありました。ありがとうございます。というか、この件については臨時議会でも提案をしたところではありますが、本当に122周年という重みというのは、全国的に有名な有名人を見るということも必要だと思うのですが、来年もあります。これは一生で終わりがありますので、願わくば議員諸氏も全員が行ってくれるようにということで終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳出1款から4款までの質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。(休憩時刻 午前11時43分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後1時30分)

次に、歳出6款農林水産業費から12款公債費までの質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 59ページ、6款3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金の一番下の今帰仁村有害鳥獣対策協議会25万円の説明とメンバーは何名なのか求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

59ページの6款1項3目19節の今帰仁村有害鳥獣対策協議会への25万円の負担金ということでございますけれども、これは現在行われています有害鳥獣対策協議会が独自に国の支援を受けてやっておりますけれども、実は今、最終段階になりまして銃弾の費用が不足しまして、まず銃弾のもので大体これが180発分の銃弾の費用になっております。ただいま登録されているメンバーは村内が3名と村外に8名の11名が現在登録されて、その全員が参加できるというものではないんですけれども、その中で時間的な余裕があった場合に参加しているような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 今の説明では弾の不足分の補助ということだと思っておりますけれども、それに今年の施政方針にもありますので、弾だけじゃなくして費用弁償も、手当も予算に組むべきだと思いますので、

これも答弁をお願いします。

それとメンバーですが、今聞いてみると、これは猟銃の免許を持っている人だと私は思いますけれども、村内、村外、できましたら役場のメンバーも入って協議したり、今後はやっていくべきだなと思っております。この鳥獣云々というのは今はカラスだけじゃありませんので、コウモリそれと近頃マンガースがいっぱいいるんです。イリン島、アガリ島のどこもですね。マンガースの被害もいっぱい出ておりますので、マンガースの捕獲器も今年度予算に入れてやるべきだと思っておりますので、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず1点目の手当報酬については、去る臨時会でも報酬の条例改定をしましてですね、年間の報酬を単費で手当をしていこうということでもあります。また、それで旅費等については協議会から出しますけれども、足りない分はそれなりに補正をしていきます。

2点目のこれまでのメンバーが固定的であるので、もっとメンバーを増やせというご指摘ですけれども、なかなか免許を取っていただくということが、これ以上の数が増えていないのが現状でございます。一応そういう努力をしていきたいと考えております。あと、マンガースの捕獲器については、貸し出しをしてうちのほうで各個人に貸し出しして、マンガース対策の捕獲器を貸し出しして対策をとっているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 マンガースですが、捕獲器の貸し出しだけでなくして、今はハブの対策をやっている方がおられますので、兼用してできないのかなと思っています。ハブもあちこちに罠を仕掛けておりますので、そういう方法でマンガースの対策も可能だと私は思いますけれども、その点について答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

ハブ対策と合同でできないかというご指摘でございますけれども、例えば私どもでは残りを皆に貸し出しをして、残りの捕獲器が残り少なくなっているような状況ですけれども、その辺はご提言いただきましたので、福祉保健課とも相談して、一緒にこれができるのかどうか検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を求めます。1番。

○ 1番 與儀常次君 さっきのカラス云々コウモリですが、今は個人的にパイプを立ててネットを張っている農家が皆見えております。ぜひ、県に掛け合って県も鳥獣対策の云々が出ていますので、このネットの補助があるかどうか、今後検討してもらいたいと思っています。個人的にカラスだけでなくしてコウモリも一昨年から相当おりまして、相当被害が出ていますので、村内でもですね。ぜひ、そういうのができるように県にも掛け合ってやってもらいたいと思っています。これについて今分かる範囲でいいですので、答弁をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

コウモリ対策ということなんですけれども、実はそのコウモリ自体が自然保護課あたりからの指摘もあるんですけども、有害鳥獣としての指定を受けておりませんので、その辺がきちんと行政が真正面から対策ということは今のところ難しいところがあるんですけども、確かに被害があるということは北部の対策協議会とかそういうところで話をし、有害鳥獣に指定できるかどうか検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時40分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの鳥獣対策協議会の質疑にお答えしたいと思います。

先ほど担当課長から答弁のあったとおりであります。この鳥獣被害については、これは沖縄県そして北部全体的な話なので、去った北部の市町村会ではこれを北部連携でやろうということで、担当職員の中で今後これにどう対策していくかという協議会をつくっていくという話し合いになっておりますので、北部連携をして対応をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出の7款、64ページです。2目観光振興費の15節工事請負費に3,094万7,000円。古宇利ふれあい広場機能強化と今帰仁の駅「そ〜れ」のそれぞれ機能強化に同額ほどが出ています。この説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

7款1項2目5節工事請負費、古宇利ふれあい広場機能強化事業、今帰仁の駅「そ〜れ」機能強化事業、それぞれ補正をしておりますけれども、事業の内容としましては古宇利と「そ〜れ」のトイレの増設でございます。古宇利の場合の場所は大型バス駐車場に隣接して、あの広場に今、予定をしております。そこは県有財産ですので、土木事務所の占用許可が必要になってくると思います。あと、「そ〜れ」のトイレの位置は、いろいろ検討はしたんですけども、「そ〜れ」を正面に見た左手に自動販売機が並んでございますね。それと隣接したところに少し広場があるんですよ。傾斜がついたですね。そこに予定をしております。それによりまして「そ〜れ」の浄化槽の大きさも大きくなるし、環境対策もできるということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、両方ともトイレだと聞いたんですが、まず古宇利のほうはこの間のプレミアム駅伝のときにもかなりパニック等がありまして、これはわかります。つくるのもいいんですが、その中の整備ですね、設備の。トイレトペーパーとか、常に足りなくなっているということもあるので、その管理のほうもしっかり見ていただきたいなと思います。それから「そ〜れ」のほうですが、今言った説明で言うと、今は建物内の販売機の上にあるんですね、男女のもの。トイレですね。それ以外にも必要

ということで、金額からしたら結構大きいんですが、これは新しく建物を増設なんですかね。再度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず、古宇利のトイレの備品と申しますか、用品についてはですね、ふれあい広場の管理者が提供するようになっていますので、その辺、大会とかそういう場合には多目にやるということです。そういう指示はしていきたいと思います。それと「そ〜れ」はトイレを増設ということです。既設のトイレはあります。それにトイレを増設して浄化槽も大きくなるということで、現在、指摘されています浄化槽の用量が足りないという指摘にはクリアできるものと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 何かちょっとよくわからなくて、今のふれあい広場の件は確かに管理委託費の中に入っていると思います。そのトイレの中の備品についても。だから、せっかくなところではあるんですが、これからまたマジックアワーRUNもあって、ますます不足するんだろうと思います。要はですね、村のほうでも管理しているかどうかをしっかりと見る必要があるんだと思っているんですが、いつもペーパーが足りないとか、そういう話がよく聞こえるものですから。この辺は十分見ていただきたいと思います。それと、「そ〜れ」のほうは、あれで足りないというのはちょっと理解してわかるんですが、浄化槽の増設が一番大きな目的ですか、今の説明では。建物自体の中にあるものでは足りないとは思わないんですが、それをわざわざ1,500万円もかけてつくるわけですけど、ちょっと今現在足りないのかわかるかな。再度そのところを。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

「そ〜れ」のトイレにつきましては、そこで行われます総合まつり等々から、前々からトイレの増設については実行委員会含めて要望があったんですよ。ですから、今の説明した位置にトイレを増設しましてですね、祭りでも対応できるような状況になっています。そして、ふれあい広場の管理についてはご指摘がありましたので、その旨伝えていきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 78ページ、10款教育費の中の1目社会教育総務費、その9節、11節、それから13節、14節に人材育成事業ということで、これは多分、少年の翼だと思えるんですけども、その中で9節と11節は増になっていて、委託料が233万8,000円の減になっていますけれども、これは予定した人数にいなかったのか、そこら辺の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 お答えいたします。

78、79ページの人材育成事業でございますけれども、これは議員がおっしゃるとおり、これは少年の翼の事業で一括交付金事業で認可された事業でありまして、予定どおり団員は36名、ただし引率者を2人増やしまして、そして10名になっております。そういう関係で、やはりこれは実績に基づいて予算の組み替

え等に増減がございまして、なっておりますけれども委託料に関して233万8,000円の減でありますけれども、これはやはり旅行社等と契約するんですけれども、3社から見積りを取って、予定価格の最低価格のところと契約している関係もございまして、これは実績でやっておりますので減となっております。あと、やはり旅費に関してもですね、これは引率者の旅費ということで計上されてなくてですね、これは組み替えの関係です。この事業の一環として事業から請求できるということで、今回11万7,000円を組んでおります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ただいま説明があったんですけれども、その中で委託料が233万8,000円と非常に額が大きいなという気がするんですけれども、一括交付金でせつかく事業として使えるのであれば、もっと人材育成について使える方法を考えるべきじゃないかなと思うんですけれども、平成25年度を見ましたら400万円余り予算が組まれているんですよ。これが減になりますと、その分だけ何かに使える方法もやはり考えるべきじゃないか、有効に活用すべきと言いますか、人材育成についてはぜひそこら辺も考えて一括交付金で下りてくる金額、満額使えるような知恵を出してやっていただきたいなど、それを提言して終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで6款から12款までの質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第18号 平成24年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第18号 平成24年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午後1時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後1時05分)

日程第3. 「議案第19号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第19号

平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年3月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,815万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,883万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月14日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		747,091	△34,104	712,987
	1 国庫負担金	462,039	△33,784	428,255
	2 国庫補助金	285,052	△320	284,732
5 療養給付費交付金		49,095	22,397	71,492
	1 療養給付費交付金	49,095	22,397	71,492
6 前期高齢者交付金		89,233	256	89,489
	1 前期高齢者交付金	89,233	256	89,489
7 県支出金		118,059	△7,292	110,767
	1 県負担金	16,406	△4,972	11,434
	2 県補助金	101,653	△2,320	99,333

款	項	補正前の額	補正額	計
9 共同事業交付金		359,135	△29,322	329,813
	1 共同事業交付金	359,135	△29,322	329,813
12 繰入金		140,692	△94	140,598
	1 他会計繰入金	140,691	△94	140,597
歳入合計		2,096,998	△48,159	2,048,839

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		55,532	△6,522	49,010
	1 総務管理費	37,787	△5,591	32,196
	2 徴税費	17,644	△931	16,713
2 保険給付費		1,212,536	△8,170	1,204,366
	1 療養諸費	1,020,117	△310	1,019,807
	2 高額療養費	177,109	△6,000	171,109
	4 助産諸費	14,708	△1,680	13,028
	5 葬祭諸費	600	△180	420
3 後期高齢者支援金等		201,711	0	201,711
	1 後期高齢者支援金等	201,711	0	201,711
4 前期高齢者納付金等		240	△28	212
	1 前期高齢者納付金等	240	△28	212
5 老人保健拠出金		29	△18	11
	1 老人保健拠出金	29	△18	11
6 介護納付金		103,318	△119	103,199
	1 介護納付金	103,318	△119	103,199
7 共同事業拠出金		302,057	△31,241	270,816
	1 共同事業拠出金	302,057	△31,241	270,816
8 保健施設費		26,992	△1,740	25,252
	1 特定健康診査等事業費	16,451	△611	15,840
	2 保健施設費	10,541	△1,129	9,412
10 公債費		1,000	△321	679
	1 公債費	1,000	△321	679
歳出合計		2,096,998	△48,159	2,048,839

3ページ以降の朗読は割愛させていただきます。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第19号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第19号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第20号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第20号

平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年3月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算

平成24年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,373万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月14日

今帰仁村長 與那嶺 幸人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		398,000	268,000	666,000
	1 国庫補助金	398,000	268,000	666,000
6 村債		199,000	134,000	333,000
	1 村債	199,000	134,000	333,000
歳入合計		841,731	402,000	1,243,731

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		42,461	△320	42,141
	1 総務管理費	42,461	△320	42,141
2 事業費		730,907	403,670	1,134,577
	1 簡易水道費	730,407	404,170	1,134,577
	2 営業外費用	500	△500	0
3 公債費		67,860	△1,350	66,510
	1 公債費	67,860	△1,350	66,510
歳出合計		841,731	402,000	1,243,731

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
2. 事業費	1. 簡易水道費	天底地区簡易水道事業	130,800
2. 事業費	1. 簡易水道費	諸志地区簡易水道事業	271,720
合 計			402,520

第3表 地方債の補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天底地区簡易水道事業	千円 52,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。	千円 95,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
諸志地区簡易水道事業	147,000	〃			237,500	〃		
合計	199,000				333,000			

5 ページ以降の朗読は割愛させていただきます。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第20号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第20号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第21号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第21号

平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年3月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,518万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月14日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		41,976	626	42,602
	1 一般会計繰入金	41,976	626	42,602
6 諸収入		1,869	30	1,899
	2 償還金及び還付加算金	399	54	443
	4 雑入	1,477	△24	1,453
歳入合計		84,533	656	85,189

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		79,555	626	80,181
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	79,555	626	80,181
3 保健福祉事業費		1,218	△24	1,194
	1 保健福祉事業費	1,218	△24	1,194
4 諸支出金		390	54	444
	1 償還金及び還付加算金	389	54	443
歳出合計		84,533	656	85,189

3 ページ以降の朗読は割愛させていただきます。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第21号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第21号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

(散会時刻 午後2時12分)